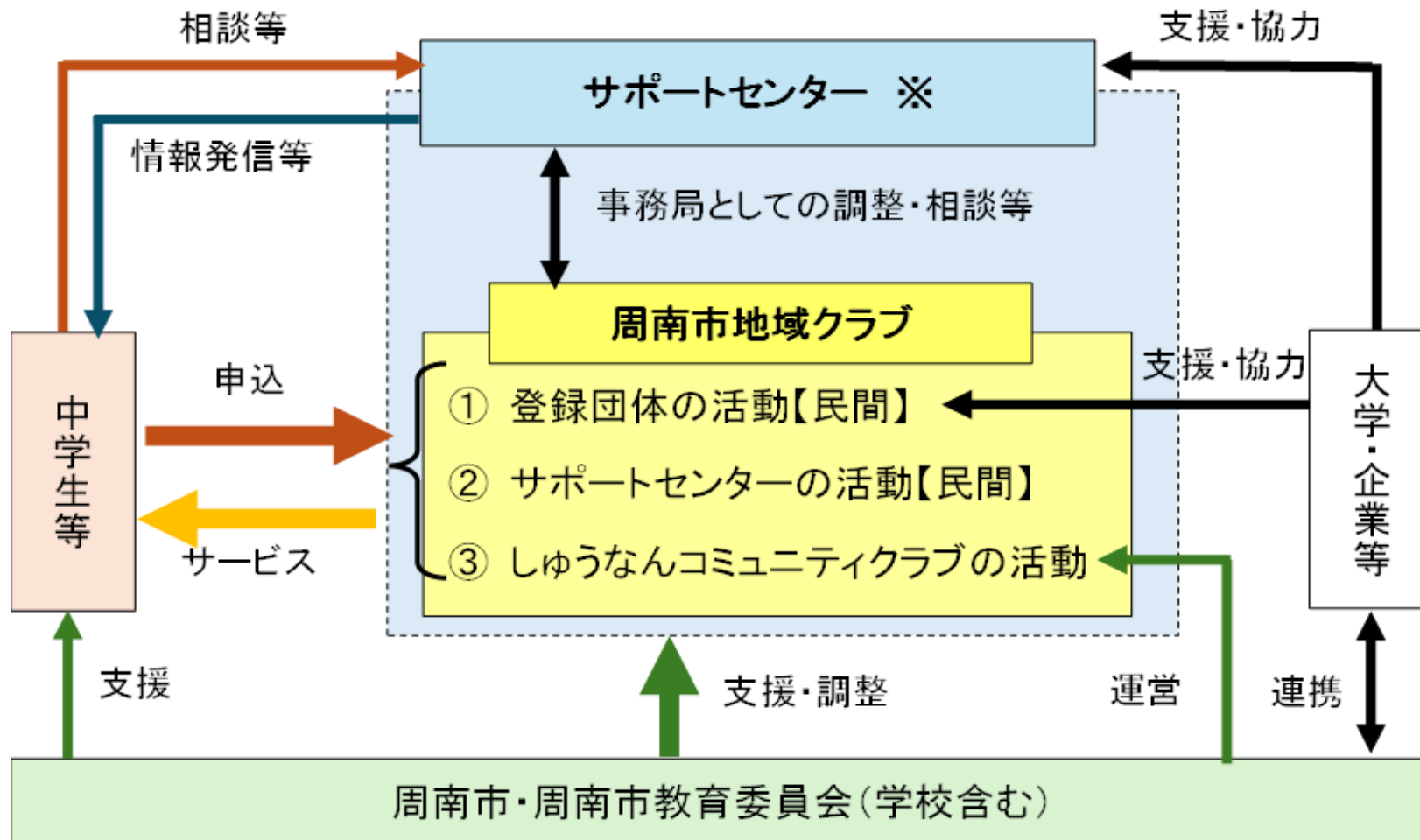


国のガイドライン改訂と今後の取り組みについて

令和8年3月12日（木）
第12回周南市文化・スポーツ活動推進協議会

本市の地域クラブ推進体制



※ 周南かるちゃあサポートセンター 【(公財)周南市文化振興財団】

※ 周南スポーツ活動サポートセンター 【(公財)周南市スポーツ協会】

国の新たなガイドラインの概要

項 目		現行のガイドライン	新たなガイドライン
期 間		令和5～7年度（改革推進期間）3年間	令和8～13年度≪改革実行期間≫6年間（前期3年＋後期3年） ※ 前期終了後、中間評価を行い、更なる改革を推進
取組方針	休 日	段階的な地域連携・地域移行を進める	原則、全ての部活動において地域展開の実現を目指す。 前期終了時までには地域展開等に確実に着手
	平 日	できるところから環境整備に取り組む	地域の実情に応じた取組を実施 ※中間評価の段階で改めて取り組み方針を策定
地域クラブ活動認定制度		—	競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、 市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築
地域移行の円滑な推進		運営団体・実施主体の整備充実 協議会などの体制整備 人材バンクの整備 指導者の質や量の保障	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 運営団体・実施主体の整備充実 ➢ 協議会などの体制整備 ➢ 人材バンクの整備 ➢ 指導者の質や量の保障
大会等		地域クラブ活動等の所属の生徒の参加機会の確保 大会の引率や大会運営に係る体制の整備 大会等の統廃合や実施の仕方の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域クラブ活動等の所属の生徒の参加機会の確保 ➢ 大会の引率や大会運営に係る体制の整備 ➢ 大会等の統廃合や実施の仕方の見直し
関連制度		指導を望む教師等の兼職兼業の手続きの円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 指導を望む教師等の兼職兼業の手続きの円滑化 ➢ 部活動指導力を採用・人事で過度に評価することのないよう留意 ➢ 高校入試で部活動と地域クラブ活動で差異が生じないよう留意

改訂ガイドラインの概要（認定制度）

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

令和8年度 団体支援策

補助金交付

■ (仮称) 周南市地域クラブ活動推進事業補助金

区分	内容	交付基準額	特記事項
1 団体運営支援	(1) 事務費等として、1団体当たり年額	加入生徒数 10人以上 12,000円 10人未満 8,000円	① 毎年7月1日時点の生徒数を基準 ② 新規設立時は申請時点の生徒数を基準 ※ R8年度に限り経過措置あり
	(2) 保険料等として、生徒1人当たり年額	1,000円	
	(3) 保険料として、指導者1人当たり年額	文化芸術 800円 スポーツ2,000円	
2 団体活動支援	(4) 指導者資格取得(更新)として、1団体当たり年額	20,000円以内 (補助率1/2)	① 大会の開催要綱等において、指導者が保持することが義務付けられている資格 ② 競技の安全管理上必要と認められる資格 ③ その他、センターが必要と認める資格 ※ 受講料、資格登録料、交通費等
	(5) インクルーシブ推進加算 障がいがある生徒1人当たり年額	所属生徒数 1,000円	① 毎年7月1日時点の生徒数を基準 ② 新規設立時は申請時点の生徒数を基準 ※ R8年度に限り経過措置あり
3 団体設立支援	(6) 地域クラブ活動を行う新規設立団体の用具購入費(1回限)	1団体当たり 50,000円以内 (補助率1/2)	生徒が共用する用具限定(ボール、楽器等)
	(7) 中山間地域活動促進加算 地域クラブを新たに設立した団体(1回限)	1団体当たり 10,000円	対象地域は、大津島、須金、中須、須々万、長穂、向道、和田、八代、高水、三丘、鹿野の11地区

※ 補助対象団体は、生徒2人以上かつ指導者と生徒の合計人数が4人以上の団体(スポーツ安全保険加入要件)

令和8年度 団体支援策

その他の支援策

■ 施設使用料の減免

- (1) 学校施設は、屋外屋内照明も含め使用料免除
- (2) 公園等一部の公共施設でも、原則使用料の減額等

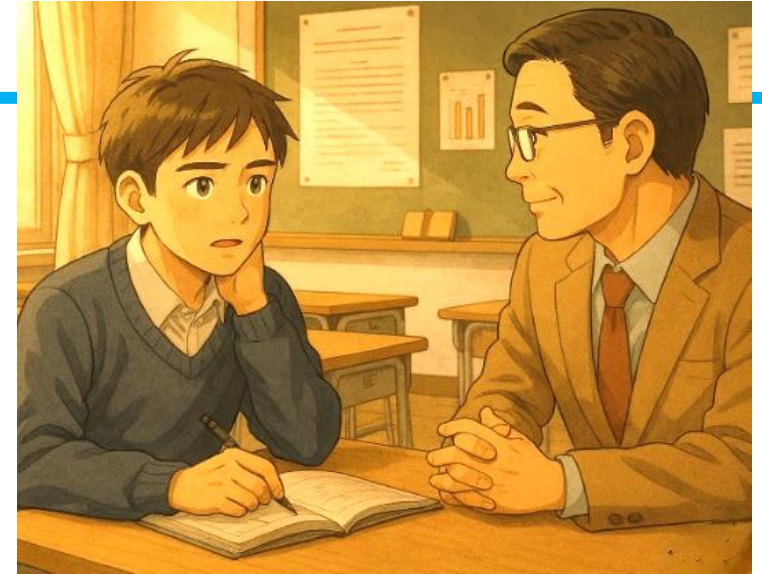
■ 活動場所の確保

- (1) スポーツ開放における地域クラブ活動の優先使用を規定
- (2) スポーツ開放施設予約システムの導入
- (3) 特別教室（音楽室）の開放
- (4) 特別教室（その他）は、ニーズ等を確認し柔軟に対応
- (5) 部室の貸出、体育備品等の使用

令和8年度 学校からの支援

■ 生徒の「自己管理能力」を高める取り組みの推進

- (1) 「時間の使い方」を考える機会の設定
- (2) 「キャリア・パスポート」時間管理的視点からの見直し
- (3) 「定期カウンセリング」振り返りの場の設定と支援



■ 学校に地域クラブブースを設置

- (1) 小中学校に地域クラブの紹介コーナーを設置し、児童生徒が参加しやすい環境を整える

■ 移動に係る柔軟な対応

- (1) 生徒が放課後、学校から直接地域クラブに参加する場合、自転車で登校、又は自転車を持参することを認める方向で調整中
- (2) スクールバスやスクールタクシーを使用して通学している生徒が放課後、学校から直接地域クラブに参加する場合の帰宅支援（周南市遠距離通学者放課後活動応援金）

今後の取り組み

周南市地域クラブの基本方針

「やってみたい」

市内すべての中学生の
「やってみたい」に応え
られる環境づくり

「多様性」

多様な地域で、多様な
世代とともに、多様な文
化芸術・スポーツ活動
等への参加が可能な環
境づくり

「地域の居場所」

中学生の居場所の
ひとつとなる環境づくり